

政令第二百一号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第一条 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改める。

（平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令等の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「第二条第九号」を「第二条第二号」に改める。

一 平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十八号）本則

二 令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和元年政令第四百四十三

号) 本則

三 令和二年七月豪雨による災害についての非常災害の指定に関する政令(令和二年政令第二百三十四号) 本則

四 令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令(令和六年政令第十四号) 本則

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、関係政令の規定の整理を行う必要があるからである。